

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和7年3月24日（月）		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【時間】10時00分～11時20分		
		【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室		
		【傍聴人数】6名		
【名称】令和6年度第4回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
○	○	○	○	○
《施設所管課》水とみどり課：黒見課長、川端担当長、西尾主任、竹原担当員 スポーツ振興課：河内課長、畑部担当主幹、左古主任 《事務局》行財政改革課：滝石課長、金永担当長、甲地主任、上田主任				
【議題等】				
1. 中央公園等及び体育館・運動広場等の募集関係資料の審査 2. 都市公園・児童遊園等（北側及び南側）の募集関係資料の審査				
施設所管課である水とみどり課黒見課長より、来年度募集を行う指定管理施設を中央公園等及び体育館・運動広場等、都市公園・児童遊園等（北側）、都市公園・児童遊園等（南側）の3つのグループ分けに至った経緯について説明。 【3つのグループ分けに至った経緯】 平成30年度に実施した指定管理者公募のタイミングで、それまでスポーツ振興課が直営で管理していた運動広場、テニスコート、中央体育館を指定管理に移行することとなった。その際のスポーツ振興課との協議により、スケールメリットによる経費の削減、スポーツ施設の一元管理を進めることを目的に都市公園・児童遊園と中央公園、総合体育館を含むスポーツ施設を1つのグループとして指定管理者を公募することとした。 しかしこのグルーピングでは、結果として、応募企業は1社に留まり、競争原理が働いていないとの指摘がなされた。応募企業が1社に留まった理由は、都市公園、児童遊園、ちびっこ広場が市内に300か所と数が多く、管理範囲が広域に及ぶこと、スポーツ施設の運営と公園の維持管理では業種業態が大きく異なり、事業者の応募意欲の妨げになっている可能性があることが挙げられる。 これをふまえて民間活力の有効活用や公園のグルーピングの適正規模の観点から検討が必要との考えから、指定管理期間を令和6年から2ヵ年延長し、他の市町村への聞き取りや、事業者へのヒアリングを実施し今回の公募からスポーツ施設と、スポーツ施設を有する公園等の利用料金が発生する公園をまとめ、集客力の高いグループとした。 また、安定的な維持管理を主とし、利用料金が発生しない都市公園・児童遊園等を北側、南側の2つのグループに分割することとした。この3つのグルーピングにより、より良い施設の維持管理に取り組むことを目指したい。				
1. 中央公園等及び体育館・運動広場等の募集関係資料の審査 施設所管課である水とみどり課・スポーツ振興課より、中央公園等及び体育館・運動広場等に				

おける指定管理者の募集関係資料に関して説明。

続いて、委員より事前に質問があった内容について、以下のとおり説明。

委員 Q：募集要項「5 指定管理者が行う管理の基準（5）管理運営に関する情報の公開、（10）暴力団等による不当介入や集会、集団行進及び集団示威運動への対応」「12 指定管理者候補者の選定（4）審査の方法、（8）その他」、「15 管理状況の把握と評価・監査（7）財務状況の確認」に関して、他の募集要項との語句の統一を図られたい。

施設所管課 A：修正する。

委員 Q：募集要項「7 管理運営に要する経費等（4）その他」の「イ 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、中央公園等及び総合体育館・市民体育館・運動広場等の利用料金収入は、指定管理者の収入とします。」とあるが、収入見込み額に利用料金収入が含まれると解してよいのか。かつ支出見込額が変わらなければ、利用料金収入を小さく見積もると、指定管理料が増大すると解してよいのか。

施設所管課 A：お見込みの通りである。

委員 Q：募集要項「15 管理状況の把握と評価・監査（7）財務状況の確認」に関して、「毎事業年度終了後2カ月以内に」提出を求める規定があるが、定款等で株主総会が事業年度終了後3ヶ月以内に開催されることとしている会社もあるため、「毎事業年度終了後2カ月以内に、又は決算確定後遅滞なく」提出させることとしてはどうか。

施設所管課 A：修正する。

委員 Q：募集要項「11 指定の申請の手続き（4）申請書類の受付（ツ）財務関係書類（直近3事業年度分）」のうち、公益社団法人・公益財団法人等の提出書類に正味財団増減計算書がある点について。令和6年に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が改正され正味増減計算書が活動計算書に代わるが、令和10年3月31日までに始まる事業年度までは現行制度・基準の適用が可能とされていることをふまえ、「（ツ）正味財団増減計算書又は活動計算書」とされてはどうか。

事務局 A：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改正にあわせ、募集要項標準例を変更する。

【質疑・意見概要】

委員：令和8年の9月から約1年間、総合体育館のリニューアル工事で人件費もが削減される。また室内プールへのリニューアル工事が開始となり、屋外プールの指定管理期間が3年間で終了となる。指定管理期間の残り2年はプールに関する人件費が削減されることはどのように対応するのか。

事務局：現時点で屋外プールの閉鎖時期が確定していない段階であるため、一旦市として現状の可能な限りの情報を開示したうえで、事業者の人件費の見積もりを求めるが、予定に変更が生じた場合は、都度協議のうえ決定していく。

委員：募集要項で収支予算書の提出を求めているが、施設一括の収支予算ではなく、施設毎に収支予算書の提出を求めているかどうか。

施設所管課：施設毎の収支予算書が施設所管課としてもわかりやすいため、施設毎に収支予算書の提出を求めるよう記載を変更する。

委員：施設毎に収支予算書の提出を求める場合、責任者や担当従業員の従事割合も含めて人件費を算出いただきたい。

委員：先の委員の発言の通り、全部の施設を合算した決算はわかりにくい。応募段階での科目及び金額が、指定管理開始後も横並びで比較可能な資料が提出されることが望ましい。

委員：募集要項「５指定管理者が行う管理の基準（９）市が推進する施策に準拠した管理運営」や施設の管理運営に関する共通仕様書「５業務の基本方針」のなかで管理運営の指針として「岸和田市みどりの基本計画」に基づいた管理運営が示されているが、抽象的と思料される。各公園に期待する役割を「岸和田市みどりの基本計画」との整合性もふまえて明確化されたい。

施設管理課：各公園における役割は市から明確に定めるのではなく、指定管理者の提案内容に委ねるものとしていた。委員ご指摘の通り、「岸和田市みどりの基本計画」だけでは抽象的であるため、各公園の役割に関する記載を加えることを検討したい。

委員：総合体育館は災害発生時の指定避難所に指定されている。令和８年９月から令和９年８月までの総合体育館が閉鎖される間、避難所機能はどのように対応するのか。

施設所管課：閉鎖の間の避難所機能に関しては、危機管理課と協議中であり、公募の際には確定する予定である。

委員：採点基準の配点に関して、サービスの面に関しての割合が４５、施設の管理や人材配置に関しての割合が３０とされているが、配点割合の変更はないのか。冒頭の新たなグループ핑グの説明で、利益を生み出せる施設でまとめた説明があり、サービス面について４５の配点である点は、サービス内容を重視するという点から理解できる。しかし施設の閉館を見据えたなか、人材の配置が変動的であり、なおかつ特にプール等の人の命に関わる施設でもある点も考慮する必要がある。

施設所管課：配点割合の変更はなく、サービス内容に関する提案内容を重視した配点割合でとなっている。

事務局：配点は標準例に準拠した配分となっており、「審査の主な視点」欄に施設所管課が重視する視点を追加している。

委員：中央公園等の管理業務仕様書「５業務内容（２）中央公園等の利用促進に関する業務」にパークコーディネーターの記載があるが、他の公園には適用されないと解してよいのか。適用されないのであれば理由はあるか。

施設所管課：パークコーディネーターは指定管理施設の全公園を対象とすると想定しているため、記載内容を修正する。

委員：施設の管理運営に関する共通仕様書「３ 管理運営の基本方針（４）協働」に関して、市内のスポーツ団体と指定管理者は連携、協力するという記述に関して、どのようなことを協働して実施するのか等具体的に示されたい。

施設所管課：市内のスポーツ団体と指定管理者の協働について、イメージしやすいような記載内容への変更を検討したい。

委員：リスク分担表で修繕料の負担者が市となるか、指定管理者となるかのボーダーラインを50万円とする点について、金額の問題でなく、経年変化や耐用年数の問題に起因する場合、指定管理者側に修繕を求めることの合理性に関して、行政としてどう考えているか。

事務局：修繕の考え方は基本的に市有の施設であるため、原則は市が予算化した上で直接執行するべきである。ただ、細かな修繕もすべて市で直接執行すると、都度、見積もりや入札が発生し、迅速に修繕が行えず、利用者の利便性に影響を及ぼす。そのため軽微な修繕であれば、直接指定管理者が執行することで、より効率的な施設運営としたいという考えから、一定の修繕料を指定管理料の中に見積もっている。1回当たりの修繕料や年間の修繕料総額等の上限を設けている理由に関しては、費用の大きい修繕であれば、市で直接執行し、透明性の高い発注方法で実施していくべきという観点である。

委員：金額に関わらず、修繕料に関しては精算払い等とすることが必要ではないか。一旦決定された指定管理料の範囲の中でしか修繕できないことになり、市民にとって不利益になる可能性がある。修繕料に関しては指定管理者が不利益にならないようにルールを明確化されたい。

事務局：施設所管課で修繕料をすべて予算化する場合、年間どれぐらいの修繕料が必要か財政課での査定が入る。指定管理料に見積もる修繕料に関しても、基本的には年間の修繕見込みをふまえ財政課での査定を経て、修繕料が決定される。いずれにしても、公の施設の修繕料については、市の負担で賄うべきと考えている。

委員：総合体育館や市民体育館の仕様書「3業務内容等（2）③企画事業」の規定があるが、中央公園の仕様書に企画事業の記載がないのはなぜか。

施設所管課：中央公園は、主に自主事業において公園全体を活用するイベント等の企画を期待しているためである。

委員：修繕料については、行政学の学会において確定精算払いが通説となっていることを踏まえ、指定管理者が不利になることのないように財政課と協議されたい。また住民自治が前提での地方自治が原則である。体育館や公園は団体自治による施設であるが、行政の事業に住民自治の力を投入していく観点も必要である。この点からパークコーディネーターの設定は良い。他の公園にもパークコーディネーターの関与を広げられたい。

委員長：他に意見がないようであれば、中央公園等及び体育館・運動広場等における指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：中央公園等及び体育館・運動広場等における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

2. 都市公園・児童遊園等（北側及び南側）の募集関係資料の審査

施設所管課である水とみどり課より、都市公園・児童遊園等（北側及び南側）における指定管理者の募集関係資料に関して説明。

続いて、委員より事前に質問があった内容について、以下のとおり説明。

委員 Q：募集要項「5 指定管理者が行う管理の基準（7）各種税の取扱い（インボイス制度への対応含む）」に関する注意書きは制度開始から数年経過しており、不要ではないか。

事務局 A：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の改正にあわせ、不要な記載内容の削除を行う。

委員 Q：募集要項「15 管理状況の把握と評価・監査（7）財務状況の確認」に関して、他の募集要項との語句の統一を図りたい。

施設所管課 A：修正する。

【質疑・意見概要】

委 員：都市公園、児童遊園等は誰でも無料で利用できる公園であり、それを北側、南側で区分していると解してよいか。

施設所管課：誰でも無料で利用できる都市公園、児童遊園等を学校区ごとで区分している。

委 員：収支予算書の中に、人件費や責任者、従業員の有無など管理体制が明確となるように区分されたい。

施設所管課：中央公園・総合体育館のグループと同様に、施設毎や年度毎に明確に把握できる資料の提出を求めたい。

委 員：中央公園の募集要項「8 指定管理者の自主事業」に「行政内再分配キッチンカー事業」の記述があった。本事業は都市公園・児童遊園（北側・南側）でも実施されると解してよいか。これまでキッチンカーの出店の実績はあるか。

施設所管課：出店の可能性のある公園があれば都市公園・児童遊園（北側・南側）でも出店可能と考えている。キッチンカー出店の実績はほぼないが、キッチンカーだけに限らず移動販売のニーズも高まっている。地域の買い物難民の市民を対象とし、地域包括支援センターと連携し、地域に密着した出店の可能性はある。

委 員：遊具の点検について、仕様書「4 業務内容（1）都市公園・児童遊園等の利用に関する業務」で 1 年に 1 回と定められているが、回数が少ないと思料される。遊具の設置に瑕疵があれば、市の責任が問われるため整理されたい。

施設所管課：年 1 回の法定点検とは別に日常点検は随時実施し、法定点検、随時点検ともに実施後は指定管理者より報告を受けるものと考えている。

委 員：審査基準「（11）緊急時対策」の審査の視点で「防犯、防災についての取り組みは適切か。」という視点があるが、具体的にどんなことをイメージして審査すべきか。

施設所管課：例えば、公園内のごみ箱を台風前に固定することとしているかという点や広い公園であれば、地域の町会が防災広場として活用している公園もあるため、地域との連携に関する点で審査願いたい。

事務局：補足させていただく。地震、台風などの緊急時の連絡体制や公園の安全確認手順が提案内容にあれば審査の対象と考える。

委員長：他に意見がないようであれば、都市公園・児童遊園等（北側及び南側）における指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：都市公園・児童遊園等（北側及び南側）における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

以上